

施設介護

今回は介護保険の概要を説明させていただきましたが、今回は介護保険で利用できる施設の内代表的なものを解説します。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム 特養)

要介護3以上の方が利用できます。

特別養護老人ホームは、社会福祉法人や自治体などによって運営される公的な介護施設です。

サービスは食事、入浴、排せつなどの介護、掃除、洗濯などの生活援助が中心で、各種レクリエーションなども提供しています。

医療ケアは限定的ですが、終身利用が可能です。

特別養護老人ホームは入所希望者が多く、全国で40万人以上が待機していますが、新設が制限されているため、入所まで通常、数か月から10年程度の期間を要するといわれています。

利用者負担

介護老人福祉施設を利用する時には、施設サービス費の他、居住費・食費・日常生活費などがかかります。

負担額の目安	7.5万、個室で9.5～11.5万
--------	-------------------



介護老人保健施設(老健)

要介護1以上の方が利用できます。

介護老人保健施設は、医療法人や社会福祉法人などが運営する公的な介護施設で、主に医療ケアやリハビリを必要とする重度の要介護状態の高齢者を受け入れています。

そのサービスはあくまで在宅復帰を目的としたもので、特別養護老人ホームのように終身制ではなく、入所期間である3ヶ月ごとに退所あるいは入所継続の判定が行われ、検討会議で退所可能と判断された場合は退所しなくてはなりません。

介護老人保健施設は、平均在所日数が1年弱と短いため、一般に3か月～半年程度で入所可能なケースが多いようです。

利用者負担

介護老人保健施設を利用する時には、施設サービス費の他、居住費・食費・日常生活費などがかかります。

負担額の目安	7.5～8万 個室で11.5～13万
--------	--------------------

介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは、医療法人などによって運営される医療施設で、そのサービスは、痰の吸引、経鼻栄養、酸素吸入といった医療ケア・看護・リハビリ・介護などが中心で、レクリエーションなどのサービスはあまり行われていません。特別養護老人ホームのように終身制ではなく、状態が改善したら退所を求められることもあります。

入所まで通常、数か月程度の期間を要するといわれています。

なお厚生労働省は、2011年までに介護療養型医療施設を廃止する方針を打ち出していましたが、現在は廃止期限を2020年まで延長しています。

利用者負担

介護療養型医療施設を利用する時には、施設サービス費の他、居住費・食費・日常生活費などがかかります。

負担額の目安	7.5～9万 個室10～14万
--------	-----------------

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援2以上の方が利用できます。

グループホームは地域密着型の介護施設であり、主に軽度から中等度の認知症高齢者を受け入れています。

入所者は介護スタッフのサポートを受けながら、5～9人のユニット単位で互いに役割を分担しながら共同生活することで、自宅での日常に近い生活をおくることができます。

ただし、認知症が高度に進行したり、慢性疾患の急性増悪のために日常的に医療ケアが必要となる場合には退去しなければなりません。

施設数が少なく、施設の規模が小さいため、入所まで通常、数か月～数年程度の期間を要するといわれています。

利用者負担

施設によって初期費用や月額費用にかなり差があります。

負担額の目安	12～15万
--------	--------

注) 利用者負担額はあくまでも目安で、介護度と利用者の収入によりかなり異なります。

